二～三　［略］

四　連携施設　申請施設と連携して共同利用・共同研究を行うことにより、共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の運営に必要な協力を行う研究施設（国内に置かれたものに限り、大学に置かれたものを除く。）

（認定の基準）

**第三条**　共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。

一　［略］

二　申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境、研究者の在籍状況等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められること。

三　共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料、データベース等を備えていること。

四～六　［略］

七　全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料、データベース等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。

八　［略］

九　多数の関連研究者から申請施設を共同利用・共同研究拠点として認定するよう要請があること。

2　国際共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。

一　申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。

二　申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境、研究者の在籍状況等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められること。

二～三　［同上］

四　連携施設　申請施設と連携して共同利用・共同研究を行うことにより、拠点の運営に必要な協力を行う研究施設（国内に置かれたものに限り、大学に置かれたものを除く。）

（認定の基準）

**第三条**　拠点の認定の基準は次のとおりとする。

一　［同上］

二　申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められること。

三　共同利用・共同研究に必要な施設、設備及び資料等を備えていること。

四～六　［同上］

七　全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。

八　［同上］

九　多数の関連研究者から申請施設を拠点として認定するよう要請があること。

［項を加える。］

三　共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料、データベース等を備えており、これらが、国際的な水準に照らし、質の高いものと認められること。

四　共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の二分の一以下であること。

イ　当該申請施設を置く大学の職員

ロ　関連研究者

ハ　その他当該申請施設の長が必要と認める者

五　当該申請施設の目的たる研究の分野の国際的な動向を把握し、運営に反映するために必要な体制を整備していること。

六　共同利用・共同研究の課題等を広く国内外の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の二分の一以上である組織の議を経て採択を行っていること。

七　共同利用・共同研究に参加する国内外の関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備していること。

八　国内外の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料、データベース等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。

九　共同利用・共同研究に国内外から多数の関連研究者が参加することが見込まれること。